（社会資本マネジメント研究センターに置く室）

第八十九条　社会資本マネジメント研究センターに次の七室並びに建設マネジメント研究官、国土防災研究官及び情報研究官それぞれ一人を置く。

社会資本マネジメント研究室
社会資本システム研究室
社会資本施工高度化研究室
社会資本情報基盤研究室
建設経済研究室
緑化生態研究室
（削る）

（国土防災研究官の職務）

第九十七条　国土防災研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

二　（略）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画部の所掌事務） **第六条**　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十一　（略）	（企画部の所掌事務） **第六条**　企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十一　（略）
（社会資本マネジメント研究センターに置く室） **第八十九条**　社会資本マネジメント研究センターに次の七室並びに建設マネジメント研究官、国土防災研究官及び情報研究官それぞれ一人を置く。 社会資本マネジメント研究室 社会資本システム研究室 社会資本施工高度化研究室 社会資本情報基盤研究室 建設経済研究室 緑化生態研究室 （熊本地震復旧対策研究室の所掌事務） **第九十五条の二**　熊本地震復旧対策研究室は、国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、平成二十八年熊本地震による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務をつかさどる。 （国土防災研究官の職務） **第九十七条**　国土防災研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（熊本地震復旧対策研究室の所掌に属するものを除く。）。 二　（略） **附　則** （施行期日） 1　この省令は、平成十三年四月一日から施行する。 （熊本地震復旧対策研究室の設置期間の特例） 2　第九十五条の二の熊本地震復旧対策研究室は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。	（社会資本マネジメント研究センターに置く室） **第八十九条**　社会資本マネジメント研究センターに次の七室並びに建設マネジメント研究官、国土防災研究官及び情報研究官それぞれ一人を置く。 社会資本マネジメント研究室 社会資本システム研究室 社会資本施工高度化研究室 社会資本情報基盤研究室 建設経済研究室 緑化生態研究室 （削る） （国土防災研究官の職務） **第九十七条**　国土防災研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国土技術政策総合研究所の所掌事務のうち、地震、津波等による災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するための措置に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。 二　（略） **附　則** この省令は、平成十三年四月一日から施行する。